

デイホームももか

指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護・総合事業通所介護

運 営 規 定

有限会社 ティー・エス

デイホームももか 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、有限会社ティー・エスが運営する、デイホームももか（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護事業、指定介護予防通所介護事業、総合事業通所介護（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という）が、要介護、要支援状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供にあたって、要介護、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う事とともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「七飯町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例」また日常生活支援総合事業に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイホームももか
- (2) 所在地 亀田郡七飯町大中山2丁目10番3号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、生活相談兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 従業者(令和6年6月1日現在)

生活相談員(社会福祉士、介護福祉士) 1名(常勤職員、管理者兼務)
介護職員(介護福祉士) 3名(常勤職員2名、非常勤職員1名)
機能訓練指導員(看護職員) 1名(非常勤職員)

従業者は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の業務に当たる。

- 2 生活相談員は、事業所に対する、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画、介護予防通所介護計画、総合事業通所介護計画の作成等を行う。
- 3 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、12月31日から1月3日を除く。

- (2) 営業時間 午前8:30から午後17:30までとする。

- (3) サービス提供時間 午前9:30から午後16:00までとする。

(指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の利用者定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日10名とする。

(指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の内容及び提供方法)

第8条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事提供サービス
- (3) 生活指導（相談、援助等）レクリエーション
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る事とする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- (2) 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した地域密着型通所介護計画等をサービス提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- (3) 前号の地域密着型通所介護計画書等において、既に居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。
- (4) 管理者は地域密着型通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- (5) 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (8) 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。

(9) 居宅サービス計画等の作成後においても、当該地域密着型通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画等の変更を行う。

(利用料等)

- 第9条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬公示上の額として、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。
- 2 食事の提供に要する費用については、600円（おやつ代込）を徴収する。但し、13時から利用開始される場合にはおやつ代として50円徴収する。
 - 3 おむつ、パット代については、おむつ100円 パット50円を徴収する
 - 4 その他、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
 - 5 急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。
前日の午後5時までに連絡がない場合 昼食代相当額
 - 6 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 7 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 9 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、七飯町の区域とする。

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、事業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明・周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第16条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会の応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会、または市町村の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言の従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、苦情処理責任者を措置する等必要な体制の整備を行う。
- 3 事業所は、従業者に対して虐待防止に関する研修を実施する等の措置を講ずるように努める。
- 4 事業所は、サービス提供中に、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。
- 5 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 6 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(就業環境の確保)

第21条 事業所は、適切な指定居宅介護支援を提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、指定地域密着通所介護、指定介護予防通所介護、総合事業通所介護に関する書類を整備し、サービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ティー・エスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。